

神勞発基 0621 第 1 号
令和 元年 6 月 21 日

公益社団法人 神奈川労働安全衛生協会
会 長 調 枝 和 則 殿

神奈川労働局長



製造業の労働災害防止に向けた重点的な取組について（要請）

日頃から、労働行政とりわけ労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月末日現在の神奈川県下における製造業の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、327 人と対前年同期比で 3 人増 (+0.9%) で推移しているところですが、第 13 次労働災害防止推進計画では、平成 30 年の死傷者数は目標値 1,000 人のところ、1,044 人と目標を達成できなかったことから、令和元年末における死傷者数の目標値 979 人の目標達成が危惧される状況であります。

なお、昨年においては、熱中症により 74 名が死傷、うち 4 名が死亡し、一昨年との 2.5 倍を超える大幅な増加（死亡者は、前年に対して 4 名の増加）となり、本年も夏季を迎え高温多湿の気候が顕著であることから、熱中症の多発が危惧される状況であります。

また、昨年の製造業における 50 歳以上の高年齢労働者が占める死傷者数は、全体の約 44% と高い割合を示していることや、「誤った動作」及び「安全確認不履行」といった不安全行動を起因とする災害も多発傾向にあります。

さらに、全国安全週間の準備期間である 6 月に入り、製造業で天井クレーンによる死亡災害と工場火災が立て続けに発生したことから、重篤な災害の多発化が懸念されます。

よって、貴団体におかれましては、安全週間の実施事項と併せて、下記に示す労働災害防止対策の重点的な取組をお願いするとともに、各支部及び各会員事業場に対しての周知・御指導をいただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

- 1 滑り、つまずき、踏み外しを起因とする「転倒災害」の防止
具体的事項
 - ①作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - ②4 S の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
 - ③照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ④危険個所の表示等による「見える化」の推進

- ⑤転倒災害防止に向けた作業方法の改善
 - ⑥転倒のおそれのある作業に適した防滑靴の整備
 - ⑦定期的な職場点検、巡視の実施
 - ⑧「STOP！転倒災害防止プロジェクト神奈川」の活用
 - ⑨「ころばNICE（ないっす）かながわ体操」の励行
- 2 あらゆる工作機械について、作動部における「はさまれ災害」の防止
具体的実施事項
- ①リスクアセスメントの実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入
 - ②機械の包括指針に基づく機械等の本質安全化の推進
 - ③定常作業及び非定常作業における作業標準の作成とその周知
 - ④機械等による年次、月例、日常点検の実施
 - ⑤安全教育の実施
 - ⑥機械安全の有識者育成
- 3 「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」の周知徹底による「クレーン災害」の防止
具体的実施事項
- ①玉掛け作業の安全に配慮した作業標準の作成とその周知
 - ②玉掛け作業の配置決定及び玉掛け作業責任者の指名
 - ③玉掛け作業の事前打ち合わせと指示の周知徹底
 - ④つり荷の質量及び形状に見合った安全な玉掛け用具の採用
 - ⑤作業場所に適した合図方法の決定及び周知
 - ⑥玉掛け作業の3原則「正しい玉掛け」、「玉掛け作業者の安全な位置姿勢」、「共同作業者相互間の意思疎通」の周知徹底
- 4 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の積極的展開による熱中症の予防
具体的実施事項
- ①暑さ指数（WBGT値）の把握
 - ②暑さ指数を下げるための設備設置
 - ③休憩場所の整備
 - ④涼しい服装の着用
 - ⑤作業時間の短縮
 - ⑥熱順応のための身体づくりの励行
 - ⑦水分・塩分の摂取
 - ⑧健康診断結果に基づく措置の実施
 - ⑨日常的な健康管理の徹底
 - ⑩職場巡視による作業中の健康状態の確認
 - ⑪異常時の対処方法の周知徹底（作業中止、一人にしない、救急車手配等）